

平成 26 年 7 月 11 日 公告

案件名称「産業廃棄物処分業務委託その 1（混合雑屑）車両部」

入札案件情報 正誤表

項目		(正)	(誤)
入札参加 資格	必要な許認可(登録) 等	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第14条第6項に規定する次にあげる許可を有すること。 ・大阪府知事、大阪市長、堺市長、東大阪市長、高槻市長、豊中市市長、 <u>枚方市長</u> のうちいずれかの産業廃棄物処分業の許可 産業廃棄物の許可項目: 廃プラスチック類、金属屑、ガラス・コンクリート・陶磁器屑、木屑、がれき類	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第14条第6項に規定する次にあげる許可を有すること。 ・大阪府知事、大阪市長、堺市長、東大阪市長、高槻市長、豊中市市長のうちいずれかの産業廃棄物処分業の許可 産業廃棄物の許可項目: 廃プラスチック類、金属屑、ガラス・コンクリート・陶磁器屑、木屑、がれき類